

札幌地区 教育経営研究会

1 目的 学校における課題の明確化と法制的見識の高揚により、創意に満ち、望ましい学校経営を進める校長としての職能の向上に資する。

2 主催 札幌市小学校長会

3 後援 札幌市教育委員会

4 日時 平成29年10月16日(月) 14時～

5 会場 ホテルライフオー札幌 2階 ライフオーホール

6 参加者 札幌市小学校長会 会員 183名

7 日程 13時30分～14時 受付

14時～14時40分 開会式

14時40分～15時25分 学校経営研修発表

15時35分～16時40分 学校経営上の法制研修発表

16時40分～ 閉会式

8 開会式 全体司会：川北 俊哉 札幌市立新琴似緑小学校

(1) 開会の言葉 札幌市小学校長会 管理法制部長 野口 英雄 札幌市立屯田西小学校

(2) 国歌斉唱

(3) 会長挨拶 札幌市小学校長会 会長 野寺 克美 札幌市立円山小学校

(4) 来賓挨拶 札幌市教育委員会 学校教育部長 引地 秀美

(5) 道小情勢報告 北海道小学校長会 会長 角野 誠 札幌市立幌南小学校

9 学校経営研修 経営研修部 司会：北原 徹也 札幌市立東山小学校

学校経営研修では、2年次研究の1年目。研究主題を『学ぶ力』育成プログラムの実効性を高める校長のリーダーシップ ～部内アンケートから見える現状・課題と、改善のための校長の関与と提言～』として2名が発表した。

『「学ぶ力」育成プログラムの実効性を高める校長の関与』～部内アンケートから見える現状・課題～

発表者：加藤 真一 札幌市立太平小学校

「知・徳・体の調和のとれた育ち」の具体化として、学ぶ力の育成プログラムを各学校で作成している。今回は、経営研修部30名の校長から、このプログラムの現状についてアンケートを取った。そこからは、①教職員にとって自分事になっていない ②具現化の仕組みが不十分 ③評価検証の校内体制が弱い ④学校としての家庭との連携体制が弱い という課題が見えてきた。プログラムの実効性を高めていくためには、「つくる」「すすめる」「たしかめる」「家庭との連携」という4つの観点を踏まえることが大切である。それぞれの観点について、校長は①明確なビジョンと具体をもつ ②教職員の「個業」から、取組の方向性を共有する「協業」として学校の総合力を高める という視点で関与を行い、強いリーダーシップを発揮して取り組む必要がある。

『「学ぶ力」育成プログラムの実効性を高める校長の関与』～改善のための校長の関与～

発表者：桜井 裕 札幌市立しらかば台小学校

「学ぶ力」育成プログラムの実効性を高めるために、「つくる」「すすめる」「たしかめる」の各段階と「家庭との連携」についての校長のリーダーシップ・関与を提言する。「つくる」段階での関与として、「課題の重点化」「共有する場の設定」「自ら改善に取り組む仕組みづくり」。「すすめる」段階での関与として、「実態に合った指導助言」「振り返る仕組みづくり」「個業から協業へ」。「たしかめる」段階での関与として、「校長自身の関与の評価」「学校評価の見直し」「評価規準の設定」。「家庭との連携」に関わる関与として、「ねらいと取組の共有と、学校としての取組」「各教職員の個々の思いをプラスの

方向へ」。

以上、「校長の明確なビジョン」「戦略（ストーリー）と仕組み」「目標・指導と評価の一体化」「協働して取り組むチーム学校」の視点から提言した。

10 学校経営上の法制研修

管理法制部 司会：吉井 政信 札幌市立小野幌小学校

学校経営上の法制研修では、「機械的・形式的な危機管理から、具体性のある適切な校長の指導性」をテーマとして、集団宿泊的行事における安全管理体制、休み時間における事故への対応、教師の暴行及び暴言に対する校長の指導性について3名が発表した。

『集団宿泊的行事における安全管理体制と校長の指導性』

発表者：島津 伸宏 札幌市立平岸小学校

O 府 H 市の小学校の宿泊学習中に起きた宿舎の窓からの転落事故に関する判例を事例として取り上げた。負傷した児童の保護者は、この事故が起きた原因は引率教員の過失であるとして市を相手取り損害賠償請求訴訟を起こした。裁判所の判決は、引率教員に注意義務違反があるとして一部過失を認め、賠償金の支払いを命じた。この事例から、宿泊先等の下見の重要性や危険個所の確認、事前や当日の指導内容、日常の指導等に関して、校長はリーダーシップを発揮し、該当学年への直接的指導を行うとともに、学校全体で危機意識を高める工夫をし、児童への指導に関しても、自分の命は自分で守ることを基本とした安全教育の推進に努めることが必要であると再確認した。

『休み時間における事故への対応と校長の指導性』

発表者：小野寺 伴幸 札幌市立月寒東小学校

T 都 C 区の小学校において昼休みに遊んでいた児童の衝突事故で学校がとるべき義務について問われた事件を取り上げた。校長の事故予見可能性と結果回避義務違反、長期の入院、治療と、500 日を超える欠席を余儀なくされたという争点で争われた。判決は、事故での怪我と長期欠席の因果関係は否定されたが、校長の事故予見可能性と、結果回避義務違反について学校の過失を認めた。看護当番体制の確保や場所に合った遊び方や使用する道具の指導をしてから使わせるなど、当たり前に見えるようなことだが、「今まで事故がなかった」「例年通り」などなかなか守られていない実態に対し、全職員が児童の命を預かる立場として、安全管理の徹底を図っていくことが求められる。

『教師の暴行及び暴言に対する校長の指導性』

発表者：西村 裕子 札幌市立八軒小学校

本事例は S 県立特別支援学校において、当時 1 年生の男児が担任から暴行及び暴言を受けたことにより、精神的苦痛を受けたとして慰謝料を求めた事件である。判決は、学校に調査報告義務違反等があったことを認め、対応の遅延から被害が拡大したとして学校の過失を認めた。この事例から、困り感をもつ児童の指導に悩む教師も多い昨今、児童と教師の関係を複数で見守り、早期にその関係性を良好にするための方策をもつことの重要性を確認することができた。このような状況の中で校長は、日頃から教室の様子に目と耳と心を傾け、困り感や本音を引き出す「校長の言葉」をもちながら当該教師と向き合い関わっていくことが、より一層求められている。

11 閉会式

- | | | | | |
|-----------|----------|--------|-------|------------|
| (1) 副会長挨拶 | 札幌市小学校長会 | 副会長 | 川嶋 英輝 | 札幌市立豊平小学校 |
| (2) 閉会の言葉 | 札幌市小学校長会 | 経営研修部長 | 島田 茂男 | 札幌市立八軒北小学校 |

記録：伊藤淳一 札幌市立本町小学校